

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成30年12月20日
(平成30年11月受付分)



平成30年11月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、2件でした。今回は(独)国民生活センターの子どもサポート情報第83号を情報提供します。

◆オンラインゲームの利用について、家庭でルール作りを！ ー昔使っていたスマホでアイテム購入！？ー

(事例)クレジットカードの利用明細に、覚えのない8万円の請求があった。調べてみると、自分が以前使用していたスマートフォンを使って、幼稚園に通う娘がオンラインゲームで遊び、ゲーム内のアイテムを購入していたことが分かった。自宅のWi-Fi経由でインターネット回線につながり、登録してあったクレジットカード番号だけで決済できたようだ。
(6歳<女兒>の父親からの相談)



✔アドバイス

- スマートフォン(以下スマホ)は、通信契約を解約した後も、自宅や飲食店のWi-Fi(無線LAN)環境などを經由してインターネットにつながることがあります。
- 使っていないスマホでも、インターネットにつながると簡単にクレジットカード決済できることがあります。子どもが予測できないパスワードを設定するなど、対策を講じましょう。
- 子どもによるオンラインゲームのトラブルは低年齢化しています。子どもは親の想像以上に簡単にスマホを操作できるものです。親子で使い方のルールを話し合しましょう。
- 低年齢の子どもがスマホを利用する際は、必ず保護者がそばで見守るなど注意をしてください。
- 困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第83号」より抜粋

年齢	相談内容
19	Q: スマートフォンで出会い系サイトに登録した。個人情報交換できると言われ、料金を指定された口座に振り込んだが、個人情報は教えてもらえず、連絡がとれなくなった。どうしたらよいか。 A: 連絡が取れないので、消費生活センターでは交渉が困難です。すぐに警察に相談してください。

LINE@で情報発信します!

アカウント名: 岡山市消費生活センター



LINEアプリを起動し、
[友だち]>[友だち追加]>[QRコード]で
左のQRコードを読み取ってください。

ひとりで悩まず、まず相談!!

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)



相談電話: 086-803-1109

相談受付: 月~金 9時~16時(祝日、年末年始は除く)